

熊本市子育て支援優良企業

熊本市子育て支援優良企業認定とは？

子育て世帯等が安心して子育てと仕事の両立ができる、働きやすい職場環境を進める企業を認定する制度です。

企業における結婚、妊娠・出産、子育てしやすい職場環境の実現は、企業にとっては、人材の確保・定着や従業員の働く意欲の向上、生産性アップなどの企業戦略となる一方、労働者にとっては、労働時間と子育てなどのプライベートな時間とをバランスよく保つことで、やりがいや充実感を持って働くことにつながります。

認定の流れ

認定の申請があった企業に対し、「熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要綱」にて定めた最低基準・審査項目に基づく調査を行い、基準を満たす企業を認定しています。

STEP 1 最低基準をクリア

- ① 「育児休業」、「出生時育児休業」、「育児時間」、「子の看護休暇」、「所定外労働の制限等」、「産前・産後休業」のすべての項目及び「育児短時間」、「始業時刻の変更等」のいずれかの項目について就業規則等で規定されていること
- ② ①のうち以下のいずれかの項目について前年度の取得実績があること
(※但し、前年度に取得対象者がいない場合を除く。)
育児休業、出生時育児休業、育児時間、子の看護休暇、産前・産後休業



STEP 2 審査項目を得点化し、総合評価

STEP.1の最低基準を満たした企業の以下の審査項目を得点化し、それぞれの企業を総合評価します。

ア 育児休業等、妊娠～子育てまでの各種休暇制度の規定など

例：育児休業、育児短時間、子の看護休暇、産前・産後休業、妊婦の軽易業務転換の就業規則等への規定並びに制度対象期間の延長及び有給化等

イ アの取得実績

ウ 妊娠・出産の申し出をした労働者に対する支援制度等の個別の周知など

エ その他、結婚～子育てに関する企業の独自取組みなど

例：育児休業等終了後の復職制度の規定、子育てに関する特別休暇、経済的支援の実施等

オ 育児休業取得率・就業継続率など

STEP 3 認定

STEP.2の審査を経て、認定区分ごとに認定します。この制度では、企業規模を企業の従業員の人数により以下の3区分に分け、区分ごとに認定します。

- (1) 常用雇用者 10～29名 (小企業)
- (2) 常用雇用者 30～100名 (中企業)
- (3) 常用雇用者 101名以上 (大企業)

※常用雇用者数は、市外も含む全国の事業所における常用雇用者の合計人数

